

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                                    |
|-------|---|
| 35    | 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

赤穂市は電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県赤穂市長

## 公表日

令和6年8月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業に関する事務  |
| ②事務の概要                   | <p>電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して給付を行う。</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)<br/>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10条の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業に関する事務)<br/>1 申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務<br/>2 決定通知、諸通知発送に関する事務<br/>3 給付金支給に関する事務</p> |
| ③システムの名称                 | 宛名システム<br>給付金システム<br>番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)<br>中間サーバ   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 給付金支給対象者マスタ              |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表第1(第135項)<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第74条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                  | (特定個人情報の照会ができる根拠規定)<br>番号法第19条第8号 別表第2(第121項)<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 健康福祉部社会福祉課   |
| ②所属長の役職名                 | 社会福祉課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| —                        |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 〒678-0292<br>兵庫県赤穂市加里屋81番地<br>赤穂市役所 総務部 行政課<br>TEL (0791)43-6850   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 〒678-0292<br>兵庫県赤穂市加里屋81番地<br>赤穂市役所 健康福祉部 社会福祉課<br>TEL 0791-43-6982  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |  |  |
|--|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か               | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                              | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |  |  |
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]                                     | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日      | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|---|---|------|-----------|
| 令和6年4月1日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要   | 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり3万円の給付を行う。 | 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して給付を行う。 | 事後   |           |
| 令和6年4月1日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | 電力・ガス・食料品等価格重点緊急支援給付金システム   | 宛名システム<br>給付金システム<br>番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)<br>中間サーバ        | 事後   |           |
| 令和6年4月1日 | I 関連情報<br>2. 特定個人情報ファイル名                   | 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給対象者マスタ                                       | 給付金支給対象者マスタ   | 事後   |           |
| 令和6年4月1日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用                       | 番号法第9条第1項 別表第1(第101項)   | 番号法第9条第1項 別表第1(第135項)                                     | 事後   |           |
| 令和6年4月1日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か         | 令和5年6月1日 時点   | 令和6年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 令和6年4月1日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か         | 令和5年6月1日 時点   | 令和6年4月1日 時点   | 事後   |           |